議案第35号

北本市介護保険条例の一部改正について

北本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月10日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市介護保険条例の一部を改正する条例

北本市介護保険条例(平成12年条例第21号)の一部を次のように 改正する。

第3条第1項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成30年度から令和2年度まで」に改め、同条第2項中「第1項第1号」を「前項第1号」に、「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「24,300円」を「20,300円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,300円」とあるのは、「25,700円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての 保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率 について準用する。この場合において、第2項中「20,300円」 とあるのは、「36,500円」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。